

市民団体活動支援金交付規程

(趣旨)

第1条 かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議（以下「パートナーシップ会議」という。）は、持続可能な社会の実現に寄与するため、環境の保全等の活動を実施するパートナーシップ会議の市民団体会員に対し、予算の範囲内において市民団体活動支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、この規程の定めるところによる。

(対象となる活動)

第2条 支援の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、パートナーシップ会議の市民団体会員が実施する活動で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の自然環境調査又は保全に関する活動
- (2) 市内の大気汚染等環境調査に関する活動
- (3) 市内の廃棄物減量に関する活動
- (4) 環境学習に関する活動
- (5) その他パートナーシップ会議の運営会議が特に必要と認める活動

2 対象活動に対する支援金の交付は、1団体につき年1回とする。

(支援の金額等)

第3条 支援金の額は、次に掲げる費目を除いた活動に係る費用（以下「活動費用」という。）とし、40,000円を限度とする。

- (1) 飲食費
- (2) 交通費
- (3) 会費
- (4) 人件費
- (5) その他パートナーシップ会議の運営会議が必要と認めない費目

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(支援金交付の申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象活動を実施する前に、市民団体活動支援金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 活動に係る費用の内訳書
- (2) 活動概要資料
- (3) 実施場所の地図又は図面

2 支援金の申請は先着順に受付を行うものとする。

3 会長は、受け付けた支援金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、受付を停止することができる。

(支援金交付の審査及び決定)

第5条 前条第1項の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容をパートナーシップ会議の運営会議で審査し、適当と認めたとき、支援金の交付を決定し、当該申請者に支援金を交付する。

2 前項の規定による審査は、次に掲げる審査項目により審査する。

- (1) 実施目的の妥当性
- (2) 実行の可能性
- (3) 市民に対する実施効果の程度
- (4) 活動に係る経費における使途及び金額の妥当性
(活動変更等の承認)

第6条 支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定受理者」という。）は、交付申請書に記載された内容を変更する場合又は対象活動を中止しようとする場合は、活動計画変更（中止）承認申請書（第2号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく変更又は中止の申請があった場合は、その内容をパートナーシップ会議の運営会議で審査し、適当と認めたときは、変更の内容を承認し、当該交付決定受理者へ通知するものとする。

（活動実績報告書の提出）

第7条 支援金の交付を受けた者は、対象活動を実施したときは、当該対象活動の終了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、活動実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 対象活動の実施に係る領収書の写し
- (2) 対象活動実施内容の概要
- (3) 対象活動内容を示す写真

2 会長は、前項の規定により活動実績報告書の提出を受けた場合は、交付すべき支援金の額を確定した後に、第5条の規程に基づき交付された支援金を精算する。

（支援金交付の取消し）

第8条 支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 活動実績報告書が期間内に提出されなかつたとき。
(支援金の返還)

第9条 会長は、前条の規定により支援金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 支援金の交付を受けた対象活動は、パートナーシップ会議の活動として取り扱うことができる。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。